

北海道告示第10043号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第19号に掲げるえびかご漁業(渡島総合振興局管内沖合津軽海峡海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年1月17日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
えびかご漁業	渡海共第57号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から12月31日まで	1隻	20トン未満	渡島総合振興局管内(八雲町熊石地区を除く。)に住所を有する者	令和5年1月18日から同年2月17日まで	(1)	<p>1. 許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p>
同上	渡海共第67号共同漁業権漁場区域	毎年、11月10日から翌年2月末日まで	3隻	同上	同上		(2)	<p>3. 申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 なお、(6)は、渡海共第67号共同漁業権漁場区域を操業区域とする許可に適用し、それ以外の許可にあつては、(7)を(6)に読み替える。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) [渡海共第57号共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合] 海中に敷設するかご数は、300個以内でなければならない。 [渡海共第67号共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合] 海中に敷設するかご数は、400個以内でなければならない。 (3)使用するかごの網目は、10節(結節から結節までの長さ17ミリメートル)以上の大きさでなければならない。 (4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (5)ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに、あぶらがに及びつづ類が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (6)6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>